2027･2028 年度
（令和 9･10 年度）
競争参加資格申請書
作成の手引き
【建設工事】

阪神高速道路株式会社

阪神高速
先進の道路サービスへ

目　　次

第１編　2027・2028 年度（令和９・１０年度）競争参加資格の申請に係る留意点
１．定期受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２．申請方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
３．有資格者名簿のホームページ掲載について・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
４．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第２編　2027・2028 年度（令和９・１０年度）競争参加資格について
１．2027・2028 年度（令和９・１０年度）競争参加資格について ・・・・・・・・ 3
２．2027・2028 年度（令和９・１０年度）競争参加資格の認定ができない方
（欠格要件）・・・・・・ 3
３．2027・2028 年度（令和９・１０年度）競争参加資格にかかる
審査申請・認定スケジュール・・・・5
４．工事の種類と建設工事（許可）の種類の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・8
５．弊社工種と建設業法許可工種の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
６．提出いただくもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
７．記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
８．有資格者の認定について・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
９．経常建設共同企業体の申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
10．事業協同組合の申請について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
11．記載情報の取り扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
第３編　お問い合わせ先について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
第４編　【参考】記入方法等
１．建設工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
２．経常建設共同企業体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
３．提出する際の注意点（インターネット一元受付を除く。）・・・・・・・・・・ 30

第１編　2027・2028 年度（令和９・１０年度）競争参加資格の申請に係る留意点

１．定期受付について

定期受付による申請は、原則としてインターネット一元受付（※注）をご利用ください。

なお、インターネット一元受付が対応していない申請場合に限り、オンライン申請による競争参加資格審査申請書類の受付をします。

その場合、インターネット一元受付による申請と、オンライン申請による申請の重複がないかを必ずご確認のうえ、オンライン申請してください。

（例：本店（インターネット）と支店（オンライン申請）との重複申請）

> ※注　国土交通省インターネット一元受付専用ホームページ
> ＵＲＬ　https://www.pqr.mlit.go.jp/
> 開設期間：2026 年 11 月２日（月）～2027 年 1 月 15 日（金）

２．申請方法について

郵送、持参による申請は受付いたしません。必ずオンライン申請より申請してください。

オンライン申請方法は、３．（１）②をご確認ください。

３．有資格者名簿のホームページ掲載について

資格認定通知書の発行及び通知は行っておりません。有資格者の登録状況は、2027 年４月以降に弊社ホームページに掲載する『2027・2028 年度（令和９・１０年度）競争参加有資格者名簿』によりご確認ください。

> 弊社ホームページ
> https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/compe/

４．その他

申請される場合は、次のことにご注意ください。

・添付書類を PDF 化する際は、原稿 1 頁につき PDF1 頁とし、複数頁を 1 頁に集約する「2in1」等の設定は行わないでください。文字、印影その他の内容が明瞭に確認できる状態で提出してください。

・日本語で記入してください。外国語を使用した書類がある場合には、
日本語による訳文を添付してください。

・用いる文字は JIS 第一水準・第二水準に規定されているものとし、
それ以外の漢字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えて下さい。
【例】　髙⇒高、﨑⇒崎、濵⇒浜・濱など

第２編　2027・2028 年度（令和９・１０年度）競争参加資格について

１．2027・2028 年度（令和９・１０年度）競争参加資格について

2027・2028 年度（令和９・１０年度）において、弊社が発注する工事の入札手続きに参加を希望される方は、あらかじめ『2027・2028 年度（令和９・１０年度）競争参加資格』の有資格者認定を受けていることが必要です。

２．2027・2028 年度（令和９・１０年度）競争参加資格の認定ができない方（欠格要件）

以下の阪神高速道路株式会社契約規則第６条の規定に該当する方は、資格の認定を受けることはできません。

（競争参加不適格者）

第６条　契約責任者は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させないものとすることができる。

一　制限行為能力者（契約の締結及び履行のために法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得ている者を除く。）

二　破産者で復権を得ない者

三　建設業法その他の法令の規定により許可等を必要とする営業である場合において、その許可等を有しない者

四　次のいずれかに該当すると認められる者のうち、該当する事実があった後３年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）

イ　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料若しくは物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ　公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害した者又は不正の利益を得るために連合した者

ハ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ　監督又は検査の実施に当たり、社員（会社の使用人をいう。以下同じ。）の職務の執行を妨げた者

ホ　正当な理由なしに、契約を履行しなかった者

ヘ　イからホまでのいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

五　前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者

六　経営状態が著しく不健全であると認められる者

七　競争参加資格に関する審査申請書（添付書類又は資格審査申請用データを含む。）の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

八　阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則（平成21年阪神高速規則第３号）に基づく入札等除外措置を受けている者又は同規則別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者

九　法令の規定に違反して営業を行った者

３．2027・2028 年度(令和９・１０年度)競争参加資格にかかる審査申請・認定スケジュール

『2027・2028 年度（令和９・１０年度）競争参加資格』では、
2027 年４月１日に認定を行う『定期受付』と、
2027 年５月１日以降随時に認定を行う『随時受付』を実施します。

	定期受付		随時受付
	インターネット申請	オンライン申請	オンライン申請
2026.11.2	●ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ申込受付開始 ↓ ↓		
2026.12.1	●ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ申請受付開始 ↓	●オンライン申請受付開始 ↓	
2026.12.28	●パスワード配布終了 ↓	↓ ↓	
2027.1.15	●ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ申請受付終了	●オンライン申請受付終了 （※最終日の16時アップロード分まで有効）	
2027.1.15 16時以降			●オンライン申請受付開始 ※2027.1.15～2027.4.15までの受付分は、2027.5.1認定（予定）以降、毎月1日（土・日・祝日及び年始については翌営業日）認定とし、受付締切は認定日の前月15日
2027.4.1	●競争参加資格認定（予定）		
2027.5.1			●競争参加資格認定（予定）
2029.2.15			●受付終了（予定）
2029.3.31	◎2027・2028年度（令和9・10年度）競争参加資格の有効期限		

(1)　定期受付（２年に１回実施）

①　インターネット方式

インターネット一元受付の申請方法については、国土交通省ホームページをご覧ください。
http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

②　オンライン申請方式（インターネット一元受付による申請が困難な場合のみ）

申請書類はオンライン申請により提出してください。【 ※持参・郵送不可 】
受領証の発行はいたしません。

受付期間　　：　2026 年 12 月 1 日（火）～2027 年 1 月 15 日（金）
※オンライン申請方式の場合、最終日の 16 時アップロード分まで有効

＜オンライン申請手順＞

ア．申請資料を１つの zip ファイルにまとめた上で、ファイル名に種別・提出日・会社名を記入してください。

【例】2027 年 4 月 1 日提出の場合

（建設工事）　　【工事】20270401_〇〇〇株式会社.zip

（測量・建設コンサルタント等）　　【コンサル】20270401_□□□株式会社.zip

イ．弊社ホームページに①の zip ファイルをアップロードしてください。

アップロード方法：

入札契約情報＞競争参加資格関係＞競争参加資格の随時受付について

ページ下部の【アップロードボタン】より資料を提出してください。

【注意事項】

・申請書にご担当者様の氏名、電話番号、メールアドレスを必ず明記してください。

・申請書のファイル形式はエクセル、添付資料のファイル形式は PDF でお願いします。

・行政書士等が代理申請する場合は、委任状（押印不要）を提出してください。

・申請フォームへのアップロードをもって資格審査の受付が完了するものではありません。提出された申請書類について弊社が内容を確認し、必要な書類がそろい、かつ、審査に必要な事項に不備がないことを確認した時点で受理します。

受付期限までに申請書類が提出されていても、書類の不足、記載漏れその他の不備があり、受付期限までに補正が完了しない場合は、当該受付における申請として受理できないことがあります。

提出前に、本手引き及び申請書のチェックリストにより、記載漏れ、添付漏れ等がないことを必ず確認してください。

・受領証の発行はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(2)　随時受付（定期受付終了後（2027 年 1 月 15 日以降）随時実施）

①　申請方法

定期受付・オンライン申請に同じ

②　認定までに要する期間

毎月 15 日を申請受付の締切としております。なお、有資格者の登録状況は、2027 年 4 月以降、弊社ホームページに掲載する『2027・2028 年度（令和９・１０年度）有資格者名簿』によりご確認ください。

なお、申請方法を変更する場合がございます。必ず申請前に弊社ホームページをご確認ください。

弊社ホームページ

https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/compe/

４．工事の種類と建設工事（許可）の種類の対応

登録できる工事の種類（以下「工種」という。）、その工種の登録に必要な建設業法の許可及び工事内容は、下表のとおりです。　**※登録できる工種の数に制限はありません。**

	工　種	必要な建設業法の許可	工事に係る工事内容
1	土木	土木工事業	道路の新設、改築に係る土木工事
2	橋梁(メタル)	とび･土工工事業、 鋼構造物工事業又は解体工事業	道路の新設に係る鋼構造物工事
3	橋梁(P･C)	土木工事業	道路の新設に係るP･C構造物工事
4	舗装	舗装工事業	道路の新設、改築、修繕に係る舗装工事
5	電気	電気工事業	発電設備、受配電設備、屋内電気設備、屋外照明設備、屋外電力線路(管路を含む。)及び電力に係る遠方監視制御設備等の新設、改良、維持、修繕に係る電気工事
6	電気通信	電気通信工事業	有線通信設備、無線通信設備、ﾃﾞｰﾀ通信及び処理装置、交通管制設備、道路情報設備、ﾃﾚﾋﾞ共聴設備、屋外通信線路(管路を含む。)及び通信･交通管制に係る遠方監視制御設備等の新設、改良、維持、修繕に係る電気通信工事
7	塗装	塗装工事業	鋼橋、道路付属物の塗装(塗替含む。)工事
8	建築	建築工事業	事務所、営業所、料金所、休憩施設、換気所、職員宿舎等の新築、改築、維持、修繕に係る建築工事
9	遮音壁	土木工事業、 とび･土工工事業、 鋼構造物工事業又は解体工事業	遮音壁(吸音板、プラスチック板等)設置工事
10	管	管工事業	冷暖房、給排水、衛生、ガス、空気調和、トンネル消火の各設備の新設、改良、維持、修繕に係る管工事
11	機械器具設置	機械器具設置工事業 又は消防施設工事業	昇降機設備、トンネル換気及び防災設備、排水機設備、車両重量計測設備等の機械製作、設置、改良、維持、修繕に係る工事
12	標識設置	土木工事業、 とび･土工工事業、 鋼構造物工事業、 機械器具設置工事業又は解体工事業	道路標識の設置工事
13	造園	造園工事業	植樹、移植、張芝等の造園、維持管理に係る工事
14	維持修繕	土木工事業、 とび･土工工事業、 鋼構造物工事業、 舗装工事業 又は解体工事業	既供用路線における伸縮継手、排水設備、防護柵の取替、修繕、路下の設備等の他、上欄13工種のうち施設関係(電気、電気通信、建築、管、機械器具設置)を除く工種に係る小規模な維持修繕工事及び道路清掃
15	橋梁補修	土木工事業、 とび･土工工事業、 鋼構造物工事業又は解体工事業	既供用路線における鋼構造、コンクリート構造及びP･C構造の橋梁の改築、修繕に係る工事
16	その他	右工事内容に対応する許可	1から15に該当しない工事(大工、左官、石、ガラス、建具等)

５．弊社工種と建設業法許可工種の対応

弊社工種と建設業法許可工種の対応

工種 ＼ 必要な建設業法の許可		1 土木一式	2 建築一式	3 大工	4 左官	5 とび・土工・コンクリート	6 石	7 屋根	8 電気	9 管	10 タイル・れんが・ブロック	11 鋼構造物	12 鉄筋	13 舗装	14 しゅんせつ	15 板金	16 ガラス	17 塗装	18 防水	19 内装仕上	20 機械器具設置	21 熱絶縁	22 電気通信	23 造園	24 さく井	25 建具	26 水道施設	27 消防施設	28 清掃施設	29 解体工事
1	土木	●																												
2	橋梁(メタル)					●						●																		●
3	橋梁(P･C)	●																												
4	舗装													●																
5	電気								●																					
6	電気通信																						●							
7	塗装																	●												
8	建築		●																											
9	遮音壁	●				●						●																		●
10	管									●																				
11	機械器具設置																				●							●		
12	標識設置	●				●						●									●									●
13	造園																							●						
14	維持修繕	●				●						●		●																●
15	橋梁補修	●				●						●																		●
16	その他	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※申請書の作成において、年間平均完成工事高を分割又は合算計上する場合は、
この表を参照してください。**対応していない工種に計上することはできません。**

６．提出いただくもの

定期受付の場合、国土交通省等インターネット一元受付により、既に申請を行っている方は、別途、申請する必要はありません。重複申請のないようご注意ください。

(1)　提出いただくものは、次のとおりです。

①　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
　様式１－１、様式１－２、様式１－３

②　総合評定値通知書の写し

③　営業所一覧表・・・様式２

④　納税証明書の写し

⑤　委任状（行政書士等が代理申請をする場合のみ）
　代理申請する場合には、申請者本人（代表者）から申請代理人（行政書士等）への委任状の提出が必要です。委任状は、次の条件を満たすもののを提出してください。

（委任状の条件）
・委任状の日付が申請日前３か月以内のもの。
・委任の範囲を具体的に記載していること。
・受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。
・委任者・受任者の住所及び氏名の記載があること。

(2)　提出いただいたものに不備等があった場合は、受理できません。後日、改めて提出していただくことになりますので十分ご注意願います。

７．記載要領

(1)　記載にあたっては、各様式に定めがあるものを除き、経営事項審査（以下「経審」という。）の審査基準日の状況で記載してください（経審についての注意点は下記参照）。

(2)　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

<table>
<tr><td>01 1新規/2更新</td><td>プルダウンメニューにより、弊社に初めて登録する場合は「1」に、工種を問わず過去に一度でも登録がある場合は「2」を選択してください。</td></tr>
<tr><td>02 受付番号</td><td>何も記入しないでください。</td></tr>
<tr><td>03 業者ｺｰﾄﾞ</td><td>更新の方のみ（過去に1度でも登録された方は全て）記入してください。新規の方は空欄にしてください。</td></tr>
<tr><td>04 許可番号</td><td>許可を受けている建設業の許可番号を総合評定値通知書から転記してください。</td></tr>
<tr><td>05 適格組合証明</td><td>官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。</td></tr>
<tr><td>06 郵便番号</td><td>フリガナはカタカナを用いて記入してください。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字、都道府県名、地番、ビル名についてはフリガナは不要です。</td></tr>
<tr><td>～</td><td>都道府県名から記入してください。「丁目」及び「地番」の文字は「－」（ハイフン）を用いて記入してください。
（記載例.「2丁目5番地」→「2－5」</td></tr>
<tr><td>14 連絡先となる本支店・営業所等</td><td>電話番号及びFAX番号は、市外局番、市内局番及び番号を区切って記入してください。</td></tr>
<tr><td>07 住所</td><td>本店の住所を記入してください（実際の住所）。</td></tr>
<tr><td>08 商号又は名称</td><td>会社法人等の種類を表す文字は以下の略号を用いて記入してください。
<table>
<tr><th>種類</th><th>記号</th><th>種類</th><th>記号</th><th>種類</th><th>記号</th></tr>
<tr><td>株式会社</td><td>（株）</td><td>共業組合</td><td>（業）</td><td>公益社団法人</td><td>（公社）</td></tr>
<tr><td>有限会社</td><td>（有）</td><td>企業組合</td><td>（企）</td><td>特例財団法人</td><td>（特財）</td></tr>
<tr><td>合資会社</td><td>（資）</td><td>一般財団法人</td><td>（一財）</td><td>特例社団法人</td><td>（特社）</td></tr>
<tr><td>合名会社</td><td>（名）</td><td>一般社財団法人</td><td>（一社）</td><td>合同会社</td><td>（合）</td></tr>
<tr><td>協同組合</td><td>（同）</td><td>公益財団法人</td><td>（公財）</td><td>有限責任事業組合</td><td>（責）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>09 代表者氏名
10 申請事務担当者氏名</td><td>代表者役職・氏名、申請事務担当者氏名・電話番号を記入してください。
フリガナはカタカナを用いて記入してください。</td></tr>
<tr><td>13 メールアドレス</td><td>申請事務担当者のメールアドレスを記入してください。</td></tr>
<tr><td>14 連絡先となる本支店・営業所等</td><td>弊社からの連絡先となる本支店又は営業所等を記入してください。
なお、07 の連絡先と異なる場合に記入してください。</td></tr>
<tr><td>15 申請代理人</td><td>行政書士等が代理人として代理申請する場合には記載してください。
なお、代理申請する場合には委任状が必要です。</td></tr>
<tr><td>16 外資状況</td><td>外資系企業（日本国籍会社を含みます。）の場合に該当する会社区分の番号横（1、2、3のいずれか）に「〇」印を付するとともに「国名」欄に国名を、「外資比率」欄に当該国の資本の比率をそれぞれ記入してください。なお、「2　日本国籍会社（比率100%）」とは100%外国資本の会社を、「3　日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をいいます。</td></tr>
<tr><td>17 営業年数</td><td>建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（2種類以上の時は最も早い開始日）から審査基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間（1年未満切り捨て）を記入してください（総合評定値通知書に記載されている営業年数を記入してください。）。</td></tr>
<tr><td>18 総社員数</td><td>審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含みます。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のものの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のものの数を加えた数を記入してください。</td></tr>
</table>

19 完成工事高	①希望工種	希望する工種の番号横に〇印を付して下さい（希望工種の数に制限はありません。）。 希望工種は、当該希望工種に対応する建設業法の建設工事の種類について、建設業の許可を受け、かつ、経営事項審査を受けているものに限られます（「第2編　4．工事の種類と建設工事（許可）の種類の対応」を参照してください。）。
	②年間平均完成工事高	総合評定値通知書をもとに、希望工種の欄に当該工種に対応する「建設工事の種類」の年間平均完成工事高（千円未満四捨五入）を記入してください。
		総合評定値通知書に記載されている一つの年間平均完成工事高を2つ以上の登録を希望する工種に分割して申請する場合、その年間平均完成工事高を分離計上してください。例えば、総合評定値通知書の「土木一式」の年間平均完成工事高が20,000千円で、「土木」と「維持修繕」の2工種を希望される場合は、「土木」に関する年間平均完成工事高が12,000、「維持修繕」 8,000と記入することになります。また、総合評定値通知書に記載されているいくつかの完成工事高を登録を希望する一つの工種に合算計上して申請することもできます（「第2編　5．弊社工種と建設業法許可工種の対応」を参照してください。）。
		実績がない工種を希望されるときは、「0」を記入してください。 ※当該希望工種において年間平均工事完成高が「0」であっても、当該希望工種に対応する建設業法の建設工事の種類について、建設業の許可を受けており、かつ経営事項審査を受けていれば、希望することは可能です。
		「合計」の欄には、総合評定値通知書の年間平均完成工事高の合計を記入してください。希望工種に記入した金額の合計ではありませんので、注意してください。「合計」の欄の金額と希望する工種に記入した金額の合計額に差がある場合は「17（希望する工種以外）」の欄に記入してください。
20 ISO等取得状況		認証の有無をプルダウンより選択してください。
21 許可番号 ～ 24 資本金額		経営規模等評価結果通知書上部に記載の許可番号、審査基準日、結果通知日、資本金額を転記してください。 なお、結果通知日とは電話番号横に記載の日付です。
25 自己資本額等		自己資本額、利益額、評点について、経営規模等評価結果通知書右上に記載の数値・点数を転記してくださ
26 その他審査項目（社会性等）評点		経営規模等評価結果通知書右下に記載の評点（W）を転記してください。
27 経営状況 評点		経営規模等評価結果通知書中央部の下部に記載の評点（Y）を転記してください。
28 完成工事高等		経営規模等評価結果通知書に記載の総合評定値（P）～評点（Z）をそのまま転記してください。 ※空欄箇所に「0」等を記載しないでください。

（定期受付の場合）

資格審査を申請する際の経営事項審査は、定期受付の申請書類の提出期間の終了日から１年７か月前までの決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたもの。

（随時受付の場合）

資格審査を申請する際の経営事項審査は、申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、随時受付の申請をする日から１年７か月前までの決算日を審査基準日とするものでなければなりません。

(3)　営業所一覧表

営業所一覧表には、本店及び近畿２府４県に所在する支店・営業所等を、府県ごとに下

記※１の順番に従って記入してください。なお、建設業許可申請書の営業所一覧表の写しを提出してください。

営業所一覧表は、申請日現在の状況に基づいて作成してください。

存在しない営業所、建設業許可を有していない営業所又は経営事項審査を受けていない建設業許可業種を記載した場合は、競争参加資格を認定できないことがあります。また、資格認定後に判明した場合は、資格認定の取消し又は競争参加停止等の措置を行うことがあります。建設業の許可を有していても、当該建設工事について経営事項審査を受けていない場合は、当該許可業種を申請の根拠とすることはできません。

※１　近畿２府４県

大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県

※２　本店のみの場合も記入してください。

(4)　納税証明書の写し

①　納税証明書の様式

次の様式（写し）を提出してください。

【納税証明書その２】※ 今回から提出が必要となります。

国税通則法施行規則別紙第９号書式その２を１枚（写し）を提出してください。
納税申告義務がなく、別紙第９号書式その２が発行されない場合は、「申出書」を提出してください。

様　式	証　明　の　内　容	個　人	法　人
国税通則法施行規則別紙第９号書式その２	申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）」「法人税（法人の場合）」についての所得金額の証明	◎	◎
法人税の申告に関する申出書	新設法人等の理由により、「別紙第９号書式その２」が取得できない場合に提出		△
所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書	納付すべき税額がない等の理由により、「別紙第９号書式その２」が取得できない場合に提出	△	

【納税証明書その３】

次の様式のうち、いずれか１枚（写し）を提出してください。

様　式	証　明　の　内　容	個　人	法　人
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の２	「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の３	「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３	未納の税額（申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書	○	○

【注意事項】

※　できるかぎり「◎」の付いた証明書を提出してください。

※　「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができません。

※　「△」の様式は「別紙第９号書式その２」が取得できない場合のみ提出してください。（申出書を作成する場合は、ヘルプデスクまでお問い合わせください。）

※　なお、県民税又は法人事業税に係る証明とは、異なりますのでご注意ください。

※　納税証明書には、必ず、「・・・未納の税額はありません。」という証明内容が記載されていることを確認してください。（納税証明書その３等のみ）

②　有効な納税証明年月日

申請の際に、証明年月日が申請書提出日以前の３か月以内に発行された納税証明書の写しを添付してください。

※　ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

※　納税証明書は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）からオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

８．有資格者の認定について

(1)　有資格者として認定されたときは、弊社ホームページの『2027・2028 年度（令和９・１０年度）有資格者名簿』に掲載します。

(2)　審査の結果、有資格者として認定できない場合は、その旨を通知します。

(3)　有資格者としての有効期間は、資格認定の日から 2029 年３月 31 日までとします。

(4)　**登録できる工種の数に制限はありません。**

(5)　申請書類の受理後は、弊社から補正を求めた場合を除き、申請書類の差替え又は申請内容の修正はできません。申請後に新たな総合評定値通知書の交付を受けた場合であっても、評点又は完成工事高が申請時より高くなったことを理由とする差替えは認めません。

ただし、商号、所在地、代表者その他の変更届の対象となる事項については、所定の変更届を提出してください。

(6)　様式 1－2 の「希望工種」、「年間平均完成工事高」、「ISO 等取得状況」その他審査点数の算定に用いる事項は、申請書類の受理後に変更又は修正することはできません。ただし、資格認定後の工種追加又は工種の取下げは可能です。ただし、資格認定後に認定された工種を取り下げた場合は、合併、事業譲渡、会社分割その他弊社がやむを得ないと認める場合を除き、同一の資格有効期間内に、取り下げた工種について再度申請することはできません。

(7)　個人から法人、法人から個人へ組織を変更する場合は、新たに競争参加資格の申請が必要になります。

(8)　提出したものに虚偽の申告をした場合は、競争参加資格の取消し又は弊社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止の措置を講ずることがあります。

(9)　建設業許可の廃止その他の理由により、認定された工種の資格要件を満たさなくなった場合は、速やかに当該工種の取下げを届け出てください。

９．経常建設共同企業体の申請について

(1)　受付工種

土木、塗装の２工種とします。

(2)　受付期間

2027 年４月以降に弊社ホームページに『2027・2028 年度（令和９・10 年度）競争参加有資格者名簿』を掲載いたしますので、その日以降、受付を随時行います。

※オンライン申請により受付いたします。

ご不明な点等がございましたら、阪神高速道路株式会社経理部契約課までご連絡ください。（第３編「お問い合わせ先について」２を参照してください。）

オンライン申請手順は次のとおりです。

① **申請資料を１つの zip ファイルにまとめた上で、ファイル名に種別・提出日・会社名を記入**してください。

【例】2025 年 4 月 1 日提出の場合

ファイル名：【経常建設共同企業体】20250401_□□□株式会社.zip

② 弊社ホームページに①の zip ファイルをアップロードしてください。

アップロード方法：

入札契約情報＞競争参加資格関係＞競争参加資格の随時受付について

ページ下部の【アップロードボタン】より資料のご提出をお願いいたします。

注意事項

・申請書に**ご担当者様の氏名、電話番号、メールアドレスを必ず明記**してください。

・**申請書のファイル形式はエクセル、添付資料のファイル形式は PDF** でお願いします。

・行政書士等が代理申請する場合は、委任状（押印不要）を提出してください。

・提出されたデータ、内容に不備等があった場合は、申請が受理できませんので十分ご注意ください。

・受領証の発行はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(3)　適格要件

①　中小建設業者又は中堅建設業者であること。

・中小建設業者とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第　185 号）第５条第１号に規定する中小建設業者（資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社若しくは個人）をいいます。

・中堅建設業者とは、資本の額又は出資の総額が 20 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が　1,500 人以下の会社若しくは個人であって中小建設業者でないものをいいます。

②　中小建設業者のみによる組合せの構成員の場合は、２者又は３者であること。

③　中堅建設業者のみによる組合せ又は中堅建設業者と中小建設業者の組合せの時の構成員は、２者であること。

④　経常建設共同企業体の各構成員は、その申請工種について、あらかじめ構成員単独で 2027・2028 年度（令和９・１０年度）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）を提出し、弊社の資格認定を受けていること。

⑤　土木工事業又は塗装工事業について建設業の許可の更新を受けたことがあること。

⑥　土木工事業又は塗装工事業について元請として一定の実績を有すること。

⑦　全ての構成員に、土木工事業又は塗装工事業に係る監理技術者となることができる方又は当該業種に係る主任技術者となることができる方で、国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たってはこれらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ること。

(4)　構成員

『2027・2028 年度（令和９・１０年度）競争参加有資格者名簿』に記載されている等級で、同一等級又は直近等級に属する方の組合せになります。

(5)　出資（分担）比率

経常建設共同企業体の構成員の出資（分担）比率の最小限度は、構成員数が２者の場合にあっては 30%、３者の場合にあっては 20%です。

(6)　提出いただくもの

① 提出いただくものは、次のとおりです。

(a) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（経常建設共同企業体）

(b) 経常建設共同企業体協定書（甲型又は乙型）

協定書は、各構成員の代表者名で作成し、実印を押してください。

必ず、弊社指定の様式にそのまま記入し、袋綴じのうえ割印をしてください。

自社で作成された様式では受け付けません。

※オンライン申請の場合も、申請後に押印した協定書を弊社に郵送（配達記録の残るものに限ります。）してください。

(c) 構成員全員の印鑑証明書（審査申請書提出日の３か月以内のもの）

② 提出いただいたものに不備等があった場合は、受理できません。後日、改めて提出していただくことになりますので十分ご注意願います。

(7) その他

① 経常建設共同企業体の構成員は、他の経常建設共同企業体の構成員になることはできません。

② 経常建設共同企業体は、特定建設工事共同企業体（大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合、その他工事の規模、性質等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に建設業者が工事毎に結成する共同企業体をいいます。）の構成員になることはできません。

※注意事項※

１．単体企業と経常建設共同企業体との同時登録の禁止

同一工種内での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録はできません。ただし、経常建設共同企業体として登録を希望する場合は、その申請工種につきあらかじめ構成員単独で認定を受けていることが必要です。既に単体企業として認定済みで、経常建設共同企業体として登録を希望する場合には、単体企業としての認定を取り下げることになりますので、ご了承のうえ申請してください。

２．加算調整の廃止

経常建設共同企業体の客観点数の加算調整はありません。

１０．事業協同組合の申請について

(1) 特例扱いを希望する場合

事業協同組合については、受注機会の確保を図るため、特例計算が定められています。

この特例扱いを希望できる事業協同組合は、「中小企業等協同組合法」に基づく事業協同組合で建設業法第３条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 第２項に規定する経営

事項審査を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている場合に限られます。

また、特例扱いは、事業協同組合の希望工種のうち、官公需適格組合の証明を受けた建設工事に対応する希望工種で、かつ、特例扱いを希望する旨を申し出た希望工種についてのみ行います。

① 審査対象者

事業協同組合の特例を希望する場合には、事業協同組合の経営の内容等に加えて、組合員である建設業者のうちから最大５者を審査対象者とし、事業協同組合と併せて審査を行います。

審査対象者は、次の要件を満たしていることが必要です。

(a) 当該組合の組合員であること。

(b) 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。

(c) 当該希望工種に属する工事を施工することについて建設業法第３条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 第２項に規定する経営事項審査を受けている方であること。

(d) 欠格要件（「第２編　２．2027・2028 年度（令和９・１０年度）競争参加資格の認定ができない方（欠格要件）」参照）に該当しない方であること。

② 提出いただくもの

事業協同組合の特例扱いを希望する場合には、「第２編　６．提出いただくもの」の(1)に記載する提出いただくものの他に次のもの（任意の様式で差し支えありません。）を提出してください。

(a) 審査対象者の建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

(b) 役員名簿

(c) 組合員名簿

(d) 官公需適格組合証明書の写し

(e) 各審査対象者の次に掲げるもの

ア　各審査対象者における総合評定値通知書の写し

イ　各審査対象者における納税証明書の写し

※　「各審査対象者における納税証明書の写し」については、「第２編　７．記載要領」の(4)をご覧ください。

③ 記載要領

「第２編　７．記載要領」のほか、特に次の点に注意し記入してください。

・一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）［様式１－１、様式１－２］

ア　特例扱いを希望する場合は、提出年月日の「　年　月　日」と記載されている欄の右の余白に、特例扱いを希望する旨及びその希望工事種別を記入してくだ

さい。

例　Excel 申請書に、図形を挿入し、以下のように記入すること。

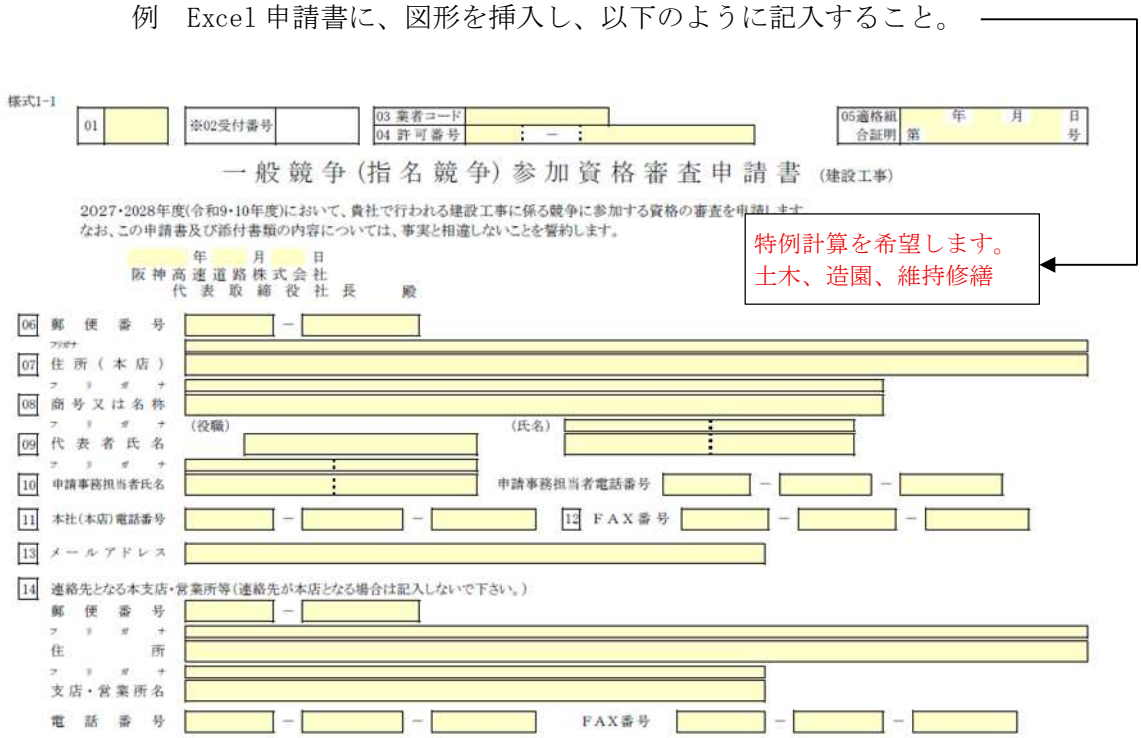

イ　「19　完成工事高」の欄には、事業協同組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高を合計した金額を記入してください。

(2)　特例扱いを希望しない場合

①　提出いただくもの

「第２編　６．提出いただくもの」の(1)に記載するものを提出してください。

②　記載要領

・「第２編　７．記載要領」のほか、特に次の点に注意してください。また、記入する内容は、事業協同組合自体のものにしてください。

・一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）［様式１－１、様式１－２］「19　完成工事高」の欄には、事業協同組合自体の年間平均完成工事高を記入してください。

１１．記載情報の取り扱い

弊社は、競争参加資格申請により知り得た情報（個人情報を含む。）を競争参加資格の審査以外の目的には利用いたしません。

なお、有資格業者名簿情報は工事の発注を目的として阪神高速グループにおいて共同利用することがあります。あらかじめご了承ください。

第３編　お問い合わせ先について

受付、記載方法等で不明な点があるときは、以下にお問い合わせください。

１．インターネット一元受付　ヘルプデスク

【開設期間】　2026 年 11 月 2 日～2027 年１月 15 日
午前　9：00～午後　5：00
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日～１月 3 日）を除く。

【建設工事／電話番号】　052-300-2287

２．上記以外　阪神高速道路株式会社 経理部契約課

〒530-0005　大阪市北区中之島 3-2-4　06-6203-8888（代表）

【受付日】　土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日～１月 3 日）を除く毎日

【受付時間】　午前 10：00～午前 12：00
午後　1：00～午後 4：00

様式１－１

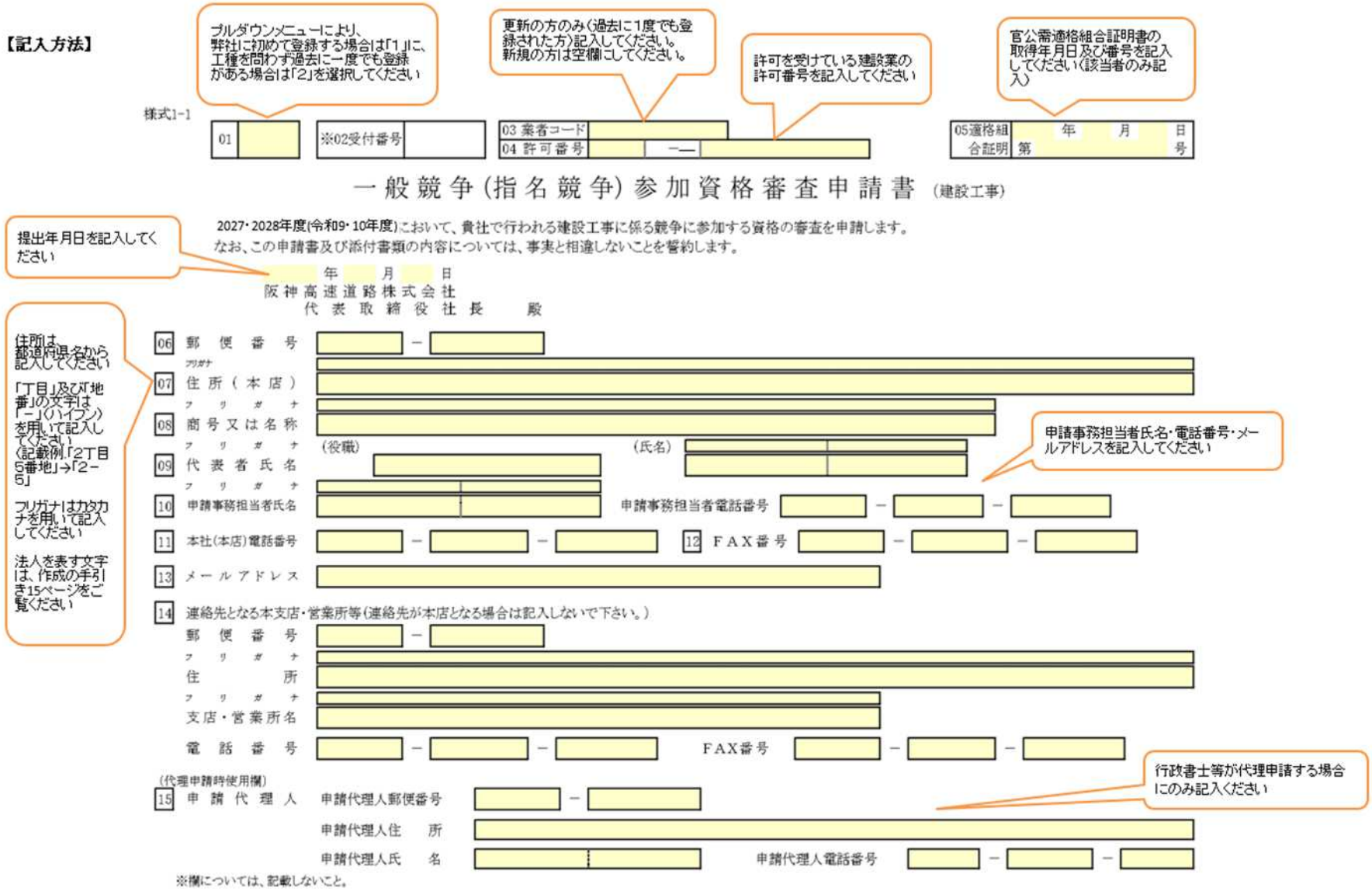
【記入方法】
プルダウンメニューにより、弊社に初めて登録する場合は「1」に、工種を問わず過去に一度でも登録がある場合は「2」を選択してください
更新の方のみ（過去に1度でも登録された方）記入してください。新規の方は空欄にしてください。
許可を受けている建設業の許可番号を記入してください
官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください（該当者のみ記入）
様式1-1
01
※02受付番号
03 業者コード
04 許可番号
05適格組合証明
年 月 日
第 号
一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 （建設工事）
提出年月日を記入してください
2027・2028年度(令和09・10年度)において、貴社で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。
年 月 日
阪神高速道路株式会社
代表取締役社長 殿
住所は、都道府県名から記入してください
「丁目」及び「地番」の文字は「－」（ハイフン）を用いて記入してください
（記載例「2丁目5番地」→「2－5」
フリガナはカタカナを用いて記入してください
法人を表す文字は、作成の手引き15ページをご覧ください
06 郵便番号
07 住所（本店）
08 商号又は名称
09 代表者氏名
（役職）
（氏名）
申請事務担当者氏名・電話番号・メールアドレスを記入してください
10 申請事務担当者氏名
申請事務担当者電話番号
11 本社(本店)電話番号
12 FAX番号
13 メールアドレス
14 連絡先となる本支店・営業所等（連絡先が本店となる場合は記入しないで下さい。）
郵便番号
住所
支店・営業所名
電話番号
FAX番号
（代理申請時使用欄）
15 申請代理人
申請代理人郵便番号
申請代理人住所
申請代理人氏名
申請代理人電話番号
行政書士等が代理申請する場合にのみ記入ください
※欄については、記載しないこと。

様式１－２

外資系企業のみ記入してください

16 外資状況	該当の番号横に○を入れる		国名	外資比率
1		外国籍会社		
2		日本国籍会社		100 %
3		日本国籍会社		%
				%

申請を希望する工種の番号横に必ず○を入れてください。（登録できる工種の数に制限はありません。）

19 完成工事高	① 希望工種 申請を希望する工種の番号横に○を入れる			② 年間平均完成工事高 (千円)
	01		土木	
	02		橋梁（メタル）	
	03		橋梁（P・C）	
	04		舗装	
	05		電気	
	06		電気通信	
	07		塗装	
	08		建築	
	09		造園	
	10		管	
	11		機械器具設置	
	12		標識設置	
	13		造園	
	14		維持修繕	
	15		橋梁補修	
	16		その他	
	17		（希望する工種以外）	
			合計	

（注）②年間平均完成工事高については、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

17 営業年数

	年

経審に記載されている年数を記入してください

18 総社員数(人)

	人

経審の審査基準日時点の総従業員を記入してください

20 ISO取得、エコアクション21の認証状況

ISO9001シリーズ	
ISO14001シリーズ	
エコアクション21の認証	

認証の有無を選択してください（経審と同じ）

経審をもとに、
①希望する工種のみに記入してください
②**合計額は経審の年間平均工事高と同額**としてください
③希望する工種合計額と②の合計額の差がある場合は17（希望する工種以外）に記入してください

例　土木　12，000
　　電気　0
　　維持修繕　8，000
　　（希望する工種以外）　1，000（合計額が経審と同額になるよう調整する）
　　合計　21，000（経審と同額）

様式１－３

様式1-3

（金額単位：千円）

21	許可番号		-		号
22	審査基準日	令和	年	月	日
23	結果通知日	令和	年	月	日

24	資本金額	

25	自己資本額及び利益額	数値	点数
	自己資本額		
	利益額		
	評点	(X2)	

26	その他の審査項目（社会性等）評点	(W)	
27	経営状況 評点	(Y)	

経審の記載内容を
着色したセルに
記入してください

28	経事参加資格申請 工種区分 / 発数工事の種類	総合評価値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数							
			2(3)年平均	評点 (X1)	元請完成工事高 2(3)年平均	技術職員数 一級	技術職員数 (機器受験)	技術職員数 [illegible]	技術職員数 基幹	技術職員数 二級	技術職員数 その他	評点 (Z)
	土木一式											
	プレストレスとコンクリート構造物											
	建築一式											
	大工											
	左官											
	とび・土工・コンクリート											
	海面処理											
	石											
	屋根											
	電気											
	管											
	タイル・れんが・ブロック											
	鋼構造物											
	鋼橋上部											
	鉄筋											
	舗装											
	しゅんせつ											
	板金											
	ガラス											
	塗装											
	防水											
	内装仕上											
	機械器具設置											
	熱絶縁											
	電気通信											
	造園											
	さく井											
	建具											
	水道施設											
	消防施設											
	清掃施設											
	解体											
	とび・土工・コンクリート解体(鉄筋格式)											
	その他											
	合計											

様式２

様式2

営　業　所　一　覧　表

営業所一覧表には、本店及び近畿2府4県に所在する支店・営業所等を記入してください

本店のみの場合も記入してください

近畿2府4県
大阪府、兵庫県
京都府、滋賀県
奈良県、和歌山県

住所は、都道府県名から記入してください

「丁目」及び「地番」の文字は「－」(ハイフン)を用いて記入してください
(記載例「2丁目5番地」→「2－5」

様式1-1に記載の連絡先
（ 07 または 13 ）
に○印を付してください

連絡先に○印	営業所名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号 市外局番	市内局番	番号
		－				
		－				
		－				
		－				
		－				
		－				
		－				
		－				
		－				
		－				
		－				

記載要領
1 「営業所名称」欄には、本店及び近畿2府4県に所在する支店・営業所等又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所を記載すること。
2 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
3 「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ記載すること。

２．経常建設共同企業体

【記入方法】

様式3

弊社に初めて登録する場合は「1」に、過去に一度でも経常建設共同企業体として登録がある場合は「2」を選択してください

		※受付番号		業者コード	

更新の方のみ（過去に1度でも登録された方は全て）記入してください。新規の方は空欄にしてください

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

（経常建設共同企業体）

2027･2028 年度(令和 9･10 年度) において、貴社で行われる建設工事に係る競争に参加するため、今般共同連帯責任による経常建設共同企業体を結成しましたので、資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類については、事実と相違しないことを誓約します。

また、経常建設共同企業体として認定を受けた工種については、単体企業として認定を受けている当該工種についての認定を取り下げることとします。

単体企業としての認定の取り下げを兼ねています

提出年月日を記入してください

年　月　日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長　殿

共同企業体の名称		経常建設共同企業体	フリガナ	
代表者となる会社名			電話番号	－　－
			FAX番号	－　－
メールアドレス				
事務所の所在地	〒　－			
事務所の所在する会社名			電話番号	－　－
			FAX番号	－　－

代表者となる会社の本社（本店）の電話及びFAX番号

協定書第3条の住所（営業所等でも可）は、都道府県名から記入してください

「丁目」及び「地番」の文字は「－」（ハイフン）を用いて記入してください

（記載例「2丁目5番地」→「2－5」

共同企業体の構成員の会社名	業者コード	形態	出資・分担予定比率	
(A)				%
(B)				% 100%
(C)				%

共同企業体で希望する工種		作成者	氏名
			会社名及び担当部課名
			連絡先電話番号　－　－

※欄については、記載しないこと。

様式４－１

記入例

○○・△△経常建設共同企業体協定書（甲）

（目的）

第１条　当共同企業体は、阪神高速道路株式会社（以下「阪神会社」という。）の建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○・△△経常建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　市　　区　　町　　番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、　　年　　月　　日に成立し、その存続期間は、　　年　　月　　日までとする。ただし、存続期間が経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後３ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○建設株式会社

△△建設株式会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、阪神会社及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札見積、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第８条　当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、阪神会社及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成させる日までは当企業体を脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成させるものとする。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が

脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に基づく協定書に規定する出資の割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び阪神会社の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対して理由を付してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第17条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び阪神会社の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（契約不適合）があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり○○・△△経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、１通は阪神会社に提出し、他は各自所持するものとする。

年　　月　　日

県　　市　　町　　番地
○○建設株式会社
代表取締役　　印

県　　市　　町　　番地
△△建設株式会社
代表取締役　　印

様式４－２

記入例

○○・△△経常建設共同企業体協定書（乙）

（目的）

第１条　当共同企業体は、阪神高速道路株式会社（以下「阪神会社」という。）の建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○・△△経常建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　市　　区　　町　　番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、　　年　　月　　日に成立し、その存続期間は、　　年　　月　　日までとする。ただし、存続期間が経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後３ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○建設株式会社

△△建設株式会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、阪神会社及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札見積、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第８条　各構成員の工事の分担は、別に定めるところによるものとする。

２　前項に規定する分担工事の価額については、運営委員会で定める。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員からなる運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、運営委員会が決定し、阪神会社に受理された工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行　　とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分担）

第12条　構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通経費の分担）

第13条　建設工事施工中に発生した共通の経費については、分担工事額の割合により、毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任分担）

第14条　構成員がその分担工事に関し阪神会社及び第三者に与えた損害は、当該構成員が、これを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても、第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（工事途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は、当企業体が建設工事を完成させる日までは当企業体を脱退することができない。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうち、工事途中において破産又は解散した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成させるものとする。

２　前項の場合において、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、建設工事につき種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（契約不適合）があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり○○・△△経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、１通は阪神会社に提出し、他は各自所持するものとする。

年　　月　　日

県　　市　　町　　番地
○○建設株式会社
代表取締役　　印

県　　市　　町　　番地
△△建設株式会社
代表取締役　　印

３．提出する際の注意点　（インターネット一元受付を除く。）

・申請書類は日本語で記入してください。外国語を用した書類がある場合には、日本語による訳文を添付してください。

・申請書類を順番どおりに揃えて提出してください。

・書類に不備・不明な点があった場合には、再提出していただくことがありますので、ご注意ください。

（例示）①はExcelファイル、②～⑤はPDFファイルにて提出

⑤委任状（代理人申請の場合）

年月日、本社（店）所在地、会社名、証明者役職、証明者氏名を記載

④納税証明書（写）

③ 営業所一覧表

建設業許可申請書の営業所一覧表の写しを添付

②総合評定値通知書（写）

①参加資格審査申請書（建設工事）

※申請資料を１つのzipファイルにまとめた上で、ホームページへのアップロードをお願いいたします。

（例示）（a）はExcelファイル、（b）（c）はPDFファイルにて提出

（c）構成員全員の印鑑証明書

（※3か月以内のもの）

（b）経常建設共同企業体協定書（提出分）

（b）（c）の原本は郵送してください

（a）参加資格審査申請書（経常建設共同企業体）

様式3、様式1-3